

令和7年12月

安曇野市農業委員会定例総会

議 事 録

令和7年12月25日

長野県安曇野市農業委員会

令和7年12月安曇野市農業委員会定例総会

- 招集年月日 令和7年12月25日
○会議の日時 令和7年12月25日 午後 3時15分
○招集の場所 安曇野市役所 3階会議室307

○出席委員（23名）

1番	渡辺由枝君	2番	中島博幸君
3番	山田稔君	4番	望月孝夫君
5番	堀内伸一君	6番	高山万寿君
7番	加島美智代君	8番	藤岡喜美夫君
9番	齋藤岳雄君	10番	二木寿夫君
11番	平林明美君	12番	三枝守和君
13番	細萱美嗣君	14番	降旗治喜君
16番	小林正君	17番	一志寛君
18番	中野隆洋君	19番	平林平君
20番	丸山新悟君	21番	望月慎二君
22番	請地康仁君	23番	丸山隆也君
24番	佐原悦司君		

○欠席委員（1名）

15番 中村正君

○職務のため出席したものの職氏名

事務局長	北條敦君	事務局長	森和哉君
事務局員	沖和義君		

午後 3時15分 開会

○事務局長（北條敦君） それでは、安曇野市農業委員会会議規則第3条第1項の規定により、会長に議事の進行をお願いいたします。

○議長（佐原悦司君） それでは、本定例総会でございますが、現在、出席者23名で過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条の3の規定に基づきまして、本会議は成立といたします。

なお、15番、中村委員から欠席届が出てございます。

この会議は、個人情報保護に関する法律、安曇野市個人情報保護法施行条例及び施行規則に基づきまして、発言には十分ご注意を願いたいと思います。

また、議案に対しまして質問等ございましたら、挙手の上、議長が指名いたしますので、委員番号と名前を名のってから発言をお願いいたします。

○議長（佐原悦司君） 次に、議事録署名につきまして、安曇野市農業委員会会議規則第19条の規定により、議長より指名をいたします。12番、三枝委員、13番、細萱委員の2名をお願いいたします。

なお、農業委員会等に関する法律第30条の規定により、総会の議決は出席者の過半数で決し、可否同数の場合は会長がこれを決するものといたしますのでよろしくをお願いいたします。

○議長（佐原悦司君） 事務局にお伺いいたします。本日、傍聴人はいらっしゃいますでしょうか。

○事務局（森 和哉君） おりません。

○議長（佐原悦司君） 分かりました。

それでは、本日の日程に従いまして進めてまいりますので、よろしくをお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 本日の案件でございますが、担当地区委員等で現地確認を実施しております。また、穂高地域は12月22日、豊科、三郷、堀金、明科地域は12月23日に地域委員会を開催し、協議しております。本日の審議は、総会の意見を求めるものでございます。

議案第1号 農地法第3条許可申請審議

○議長（佐原悦司君） それでは、議案第1号 農地法第3条許可申請審議を上程いたします。84番案件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 議案書の3ページをお願いします。

申請地は豊科地域の2筆で、登記地目は田、面積が2,303㎡です。受人の経営面積は12万5,249.55㎡、渡人の経営面積が3,070㎡です。受人は農地等の権利移動の制限が規定されている農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

位置等につきましては、別冊資料の2ページでご確認ください。

委員番号14番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いいたします。

○14番（降旗治喜君） 14番、降旗です。申請番号84番について説明いたします。

申請事由ですが、渡人は、受人の後継者が農業経営に参加しているため、農地の集約が望ましいことから申請地を譲渡したい。受人は、申請地を取得して後継者とともに耕作をしたいとのことです。

審議よろしくをお願いいたします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐原悦司君) それでは、採決に入ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長(佐原悦司君) ありがとうございます。

賛成多数により許可といたします。

続きまして、85番案件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局(森 和哉君) 申請地は穂高地域の4筆で、登記地目は田及び畑、面積が計1,703㎡です。受人の経営面積は0㎡、渡人の経営面積が1万7,734.19㎡です。受人は、農地等の権利移動の制限が規定されている農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

位置等につきましては、別冊資料の3ページでご確認ください。

委員番号3番です。審議をお願いします。

○議長(佐原悦司君) ありがとうございます。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いいたします。

○3番(山田 稔君) 委員番号3番、山田です。申請番号85番の説明をいたします。

申請事由です。渡人は、受人に申請地の管理を委託していたが、譲渡することとした。受人は、渡人から借りて管理をしていた申請地の所有権を取得し、耕作を続けたいというものです。

若干の補足説明をさせていただきます。

ここにつきましては、先月出された案件の隣接地になります。ワサビを作付をされている農地になります。この赤枠が申請地なのですが、この中に青で囲まれた原野地目のところがありますけれども、ここにつきましては、ワサビ田の配水池ということになりますけれども、帳簿が原野ということで、農地法の所有権移転の申請には入ってこない部分で、同時に所有権移転がされる場所になります。

ご審議よろしくをお願いいたします。

○議長(佐原悦司君) ありがとうございます。

補足説明等がございました。

それでは、審議に入ります。

ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐原悦司君) それでは、採決に入ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長(佐原悦司君) ありがとうございます。

賛成多数により許可といたします。

それでは、続きまして、86番案件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局(森 和哉君) 申請地は穂高地域で、登記地目は田、面積が67㎡です。受人の経営面積は0㎡、渡人の経営面積が1万2,030㎡です。受人は、農地等の権利移動の制限が規定されている農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

位置等につきましては、別冊資料の4ページでご確認ください。

委員番号3番です。審議をお願いします。

○議長(佐原悦司君) ありがとうございます。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いいたします。

○3番(山田 稔君) 委員番号3番、山田です。

申請番号86番の説明をさせていただきます。

申請事由です。渡人は、申請地を相続で取得したが、耕作が困難なため譲渡したい。受人は、渡人から借りて管理をしていた申請地を取得し、耕作を続けたいというものです。

若干補足説明をさせていただきますが、この案件につきましては、申請番号85番のワサビ田の申請地の土手の部分になります。ワサビ田ということで、2mほど掘り下げてありまして、その掘り下げた部分のところに土手があるところがこの申請になります。この申請地につきましては、85番の申請の所有者と住所が違うということで、別案件の申請となっております。

ご審議よろしくをお願いします。

○議長(佐原悦司君) ありがとうございます。

補足説明等がございました。

それでは、審議に入ります。

ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐原悦司君) それでは、採決に入ります。

この案件につきまして、申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長(佐原悦司君) ありがとうございます。

賛成多数により許可といたします。

続きまして、87番案件につきまして、事務局より説明をお願いします。

○事務局(森 和哉君) 4ページをお願いします。

申請地は穂高地域の2筆で、登記地目は畑、面積が計1,136㎡です。受人の経営面積は5,333㎡、渡人の経営面積が1,136㎡です。受人は、農地等の権利移動の制限が規定されている農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

位置等につきましては、別冊資料の5ページでご確認ください。

委員番号12番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いいたします。

○12番（三枝守和君） 委員番号12番、三枝です。

申請番号87番について説明いたします。

申請事由なのですけれども、渡人は、市外に居住しており、耕作が困難なため譲渡したい。受人は、自宅すぐ近くの申請地を譲り受け、耕作をしたいということです。

審議のほうをよろしくお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、採決に入ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により許可といたします。

続きまして、88番案件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 申請地は穂高地域の3筆で、登記地目は田及び畑、面積が計2,440㎡です。受人の経営面積は34万3,578.17㎡、渡人の経営面積が2,440㎡です。受人は、農地等の権利移動の制限が規定されている農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

位置等につきましては、別冊資料の6ページでご確認ください。

委員番号12番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いします。

○12番（三枝守和君） 委員番号12番、三枝です。

申請番号88番について説明いたします。

申請事由なのですけれども、渡人は、引っ越しで耕作が困難なことから、申請地を譲渡したい。受人は、会社に近くの申請地を譲り受け、耕作したいということです。

ご審議のほうをよろしくお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、本案件につきまして採決に入ります。

申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により許可といたします。

それでは、続きまして、89番案件につきまして、事務局より説明をお願いします。

○事務局（森 和哉君） 申請地は三郷地域で、登記地目は畑、面積が315㎡です。受人の経営面積は1万8,592㎡、渡人の経営面積が2,263㎡です。受人は、農地等の権利移動の制限が規定されている農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

位置等につきましては、別冊資料の7ページでご確認ください。

委員番号16番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いいたします。

○16番（小林 正君） 委員番号16番、小林です。

申請番号89番につきまして、申請事由なのですけれども、渡人は、申請地を相続で取得したが、自宅から遠く、耕作が困難なため譲渡したい。受人は、規模拡大による農地集積をしたい。

以上、審議よろしくをお願いいたします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、採決に入ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により許可といたします。

それでは、続きまして、90番案件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 5ページをお願いします。

申請地は三郷地域で、登記地目は畑、面積が470㎡です。受人の経営面積は0㎡、渡人の

経営面積が470㎡です。受人は、農地等の権利移動の制限が規定されている農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

位置等につきましては、別冊資料の8ページでご確認ください。

委員番号2番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いいたします。

○2番（中島博幸君） 委員番号2番、中島です。

申請番号90番について説明いたします。

申請事由ですけれども、渡人は、受人から申請地を譲ってほしい旨の申出があり、譲渡することにした。受人は、自宅に隣接する申請地を譲り受け、耕作したいということです。

ご審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いをいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、採決に入ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により許可といたします。

それでは、91番案件につきまして、事務局より説明をお願いします。

○事務局（森 和哉君） 申請地は堀金地域で、登記地目は田、面積が523㎡です。受人の経営面積は1,925㎡、渡人の経営面積が1,316㎡です。受人は、農地等の権利移動の制限が規定されている農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

位置等につきましては、別冊資料の9ページでご確認ください。

委員番号21番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いいたします。

○21番（望月慎二君） 委員番号21番、望月です。

申請番号91番について説明いたします。

申請事由、渡人は、高齢で耕作が困難なことから、申請地を譲渡したい。受人は、自宅すぐ近くの申請地を譲り受け、耕作したいということです。

審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐原悦司君) それでは、採決に入ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長(佐原悦司君) ありがとうございます。

賛成多数により許可といたします。

それでは、続きまして、92番案件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局(森 和哉君) 申請地は明科地域の2筆で、登記地目は田、面積が計420㎡です。

受人の経営面積は0㎡、渡人の経営面積が9,373㎡です。受人は、農地等の権利移動の制限が規定されている農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

位置等につきましては、別冊資料の10ページでご確認ください。

委員番号5番です。審議をお願いします。

○議長(佐原悦司君) ありがとうございます。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いいたします。

○5番(堀内伸一君) 5番、堀内です。

申請番号92番についてご説明申し上げます。

申請事由ですが、渡人は、長年耕作しておらず、今後も耕作する意思がないため、申請地を譲渡したい。受人は、自宅に隣接する申請地を譲り受け、家庭菜園、果樹栽培として管理したいということであります。

参考までですが、こちらの渡人は耕作しておらずというふうになっておりますが、別の資料についてご覧のとおり、一応物が作れていないけれども、管理はされているという状況です。よろしくをお願いします。

○議長(佐原悦司君) ありがとうございます。補足説明等がございました。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐原悦司君) それでは、採決に入ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長(佐原悦司君) ありがとうございます。

賛成多数により許可といたします。

それでは、続きまして、93番案件につきまして、事務局より説明をお願いします。

○事務局（森 和哉君） 6 ページをお願いします。

申請地は明科地域の3筆で、登記地目は田、面積が計3,606㎡です。受人の経営面積は0㎡、渡人の経営面積が7,611㎡です。受人は、農地等の権利移動の制限が規定されている農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

位置等につきましては、別冊資料の11ページでご確認ください。

委員番号22番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いいたします。

○22番（請地康仁君） 委員番号22番、請地です。

申請番号93番についてご説明申し上げます。

申請事由ですけれども、渡人は、県外に居住しており、耕作が困難なため、譲渡したい。受人は、借りていた農地を取得し、隣接する宅地の管理とともに耕作を続けたいとのことです。

審議をよろしくをお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いします。よろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、採決に入ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により許可といたします。

議案第2号 農地法第4条許可申請審議

○議長（佐原悦司君） 続きまして、議案第2号 農地法第4条許可申請審議を上程いたします。

37番案件につきまして、事務局より説明をお願いします。

○事務局（森 和哉君） 7 ページをお願いします。

申請地は穂高地域で、第1種農地です。登記地目は畑、面積が60㎡です。申請内容は住宅敷地（庭）で、立地基準等許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の12ページ、13ページでご確認ください。

委員番号24番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、続きまして、転用事由の説明をお願いします。

○事務局（沖 和義君） 申請番号37番について、委員番号24番、佐原委員に代わって事務局より説明します。

申請人は、申請地を住宅敷地として利用していたが、農地であることが判明したため、適法にすべく農地転用追認申請を行いたい。以上でございます。ご審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、採決に入ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

それでは、続きまして、38番案件につきまして、事務局より説明をお願いします。

○事務局（森 和哉君） 申請地は穂高地域で、第1種農地です。登記地目は田、面積が189㎡です。申請内容は住宅敷地（物置・テラス・庭）で、立地基準等許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の14ページ、15ページでご確認ください。

委員番号12番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いいたします。

○12番（三枝守和君） 委員番号12番、三枝です。

申請番号38番について説明いたします。

転用事由なのですがすけれども、申請人は申請地を住宅敷地及び農業用施設用地として利用していたが、農地であることが判明したため、適法にすべく農地転用追認申請を行いたいということです。

審議のほうをよろしくお願いいたします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、採決に入ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

それでは、続きまして、39番案件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 申請地は三郷地域で、第1種農地です。登記地目は畑、面積が360㎡です。申請内容は住宅敷地（住宅・物置）で、立地基準等許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の16ページ、17ページでご確認ください。

委員番号10番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いいたします。

○10番（二木寿夫君） 委員番号10番、二木です。

申請番号39番について説明いたします。

転用事由ですが、申請人は申請地を住宅敷地として利用していたが、農地であることが判明したため、適法にすべく農地転用追認申請を行いたい。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） 異議なしとの声がございました。

それでは、採決に入ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

それでは、続きまして、40番案件につきまして、事務局より説明をお願いします。

○事務局（森 和哉君） 8ページをお願いします。

申請地は三郷地域の2筆で、第1種農地です。登記地目は田及び畑、面積の計125㎡です。申請内容は住宅敷地（庭）で、立地基準等許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の18ページ、19ページでご確認ください。

委員番号6番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いいたします。

○6番（高山万寿君） 6番、高山です。

申請番号40番について説明いたします。

転用事由ですが、受人は、住宅敷地が不足しているため、申請地を庭として造成したいとのことです。

審議をよろしくお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

これは、受人というのは、申請人だよな。

はい、事務局。

○事務局（森 和哉君） 申請人になります。失礼しました。

○議長（佐原悦司君） それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、採決に入ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

それでは、続きまして、41番案件につきまして、事務局より説明をお願いします。

○事務局（森 和哉君） 申請地は堀金地域で、第1種農地です。登記地目は田、面積が111㎡です。申請内容は住宅敷地（上下水道）で、立地基準等許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の20ページ、21ページでご確認ください。

委員番号21番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いいたします。

○21番（望月慎二君） 委員番号21番、望月です。

申請番号41番について説明いたします。

転用事由、申請人は、申請地を住宅敷地として利用していたが、農地であることが判明したため、適法にすべく農地転用追認申請を行いたいということです。

審議をお願いいたします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いをいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、採決に入ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

それでは、続きまして、42番案件につきまして、事務局より説明をお願いします。

○事務局（森 和哉君） 申請地は堀金地域の4筆で、第1種農地です。登記地目は田及び畑、面積が計359.57㎡です。申請内容は住宅敷地（住宅・通路・庭）で、立地基準等許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の22ページ、23ページでご確認ください。

委員番号17番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、続きまして、担当地区委員の説明をお願いいたします。

○17番（一志 寛君） 委員番号17番、一志です。

申請番号42番について、転用事由の説明をいたします。

申請人は、申請地を住宅敷地として利用していたが、農地であることが判明したため、適法にすべく農地転用追認申請を行いたいということであります。

審議をお願いいたします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いをいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、採決に入ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

それでは、続きまして、43番案件につきまして、事務局より説明をお願いします。

○事務局（森 和哉君） 9ページをお願いします。

申請地は明科地域で、第1種農地です。登記地目は畑、面積が248㎡です。申請内容は住宅敷地（庭・物置）で、立地基準等許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の24ページ、25ページでご確認ください。

委員番号22番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、続きまして、担当地区委員の説明をお願いいたします。

○22番（請地康仁君） 委員番号22番、請地です。

申請番号43番について、転用事由の説明を行います。

申請人は、申請地を住宅敷地として利用していたが、農地であることが判明したため、適

法にすべく農地転用追認申請を行いたいとのことです。

よろしく申し上げます。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、採決に入ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更許可申請審議

○議長（佐原悦司君） 次に、議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更許可申請審議を上程いたします。

8番案件につきまして、事務局より説明をお願いします。

○事務局（森 和哉君） 10ページをお願いします。

申請地は穂高地域で、農振農用地です。登記地目は田、面積が487㎡。申請内容は資材置場（一時転用、許可日から令和8年1月30日まで）として許可となっておりますが、許可日から令和8年3月31日まで期間を延長するものです。当初許可年月日、指令番号は備考欄のとおりです。

位置等につきましては、別冊資料の26ページ、27ページでご確認ください。

委員番号24番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、続きまして、転用事由の説明をお願いします。

○事務局（沖 和義君） 申請番号8番について、議員番号24番佐原委員に代わり、事務局より説明します。

借人は、申請地で工事発注内容に準じて施工していたが、工事が遅延しているため、期間内の竣工が困難になったことから、一時転用の期間を延長したいということです。

以上となります。ご審議のほどよろしくお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして、審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、採決に入ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長(佐原悦司君) ありがとうございます。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続きまして、9番案件につきまして、事務局より説明をお願いします。

○事務局(森 和哉君) 本案件は、12ページ、議案第4号、申請番号146番の関連案件です。

申請地は穂高地域で、第1種農地です。登記地目は田、面積が408㎡。申請内容は、住宅として許可になっていましたが、転用事業者を変更するものです。当初許可年月日、指令番号は備考欄のとおりです。

位置等につきましては、別冊資料の28ページ、29ページでご確認ください。

委員番号15番です。審議をお願いします。

○議長(佐原悦司君) ありがとうございます。

それでは、続きまして、転用事由の説明をお願いします。

○事務局(沖 和義君) 申請番号9番について、委員番号15番中村委員に代わり、事務局より説明します。

渡人は、過去に住宅を建てる目的で転用許可を受けたが、事情が変わり、今回の受人が申請地を譲り受け、住宅を建てたい。

以上となります。ご審議お願いいたします。

○議長(佐原悦司君) ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして、審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐原悦司君) それでは、採決に入ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長(佐原悦司君) ありがとうございます。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

それでは、続きまして、10番案件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局(森 和哉君) 申請地は堀金地域の2筆で、農振農用地です。登記地目は田、面積が計7,070㎡。申請内容は砂利採取(許可日から1年間)で許可になったものを、許可日から令和8年2月22日まで期間を延長するものです。当初許可年月日、指令番号は備考欄のとおりです。

位置等につきましては、別冊資料の30ページ、31ページでご確認ください。

委員番号9番です。審議をお願いします。

○議長(佐原悦司君) ありがとうございます。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いいたします。

○9番（齋藤岳雄君） 委員番号9番、齋藤です。

申請番号10番について説明します。

転用事由は、借人は、採取後の埋戻しに必要なダンプカーの台数を確保できず、復元作業が困難になったことから、一時転用の期間を延長したいということです。

ご審議よろしくをお願いいたします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして、審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、採決に入ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

議案第4号 農地法第5条許可申請審議

○議長（佐原悦司君） それでは、次に、議案第4号 農地法第5条許可申請審議を上程いたします。

144番案件につきまして、事務局より説明をお願いします。

○事務局（森 和哉君） 11ページをお願いします。

申請地は豊科地域の4筆で、第1種農地です。登記地目は田、面積が計5,366㎡です。申請内容は駐車場で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の32ページ、33ページでご確認ください。

委員番号14番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いいたします。

○14番（降旗治喜君） 14番、降旗です。

申請番号144番について説明いたします。

受人は、従業員駐車場が不足しているため、申請地を駐車場として造成したいとのことです。補足説明で、転用面積が広いのですが、従業員の増加により車の台数が増えている点と、工場からの直接大型車が出入りできる場所ということで、豊科地域ではやむを得ないと判断いたしました。

また、別冊資料の33ページを見ていただいて、緑色の部分、これは緑地で工場立地法で工場の敷地や駐車場、借地を含め、その中の15%以上を緑地にしなきゃいけないということで、

この緑地の部分が多くなっています。

以上です。審議をお願いいたします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いします。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） 5,000㎡を超えるような転用でございしますが、豊科地域以外では何かご意見出ましたでしょうか。よろしいですか。

この33ページのところ、ピンクのところは、これは道路になるということ。道路になるということですね、はい。それから、この33ページのピンクの下のほう、これは何。大型のトラックなどの駐車場ということですね。緑地帯は、何か植えるの、これ。木とか。緑地帯というと、何か草ぼうぼうだと緑地帯になるし、何か芝生だつて緑地帯だろうし。

豊科地域以外でも緑地帯の管理をよく見ておいたほうがいい。草が生えたときは緑地帯になっちゃうし、また何かあったらご連絡をください。お願いします。

何かご意見、ご質問等ございましたらお願いします。

これはもう県のほうにも上がる話なので、緑地帯をどうしますかと言えば、何と言っているか。

取りあえず、私、現場を見にいきますので、会社の方がもしいたら、説明を聞きます。では、そういうことでお願いします。

はい、どうぞ。

○事務局（森 和哉君） 工場立地法に基づく緑地については、商工労政課のほうに、どういう形態で仕上げるのかを確認して、会長のほうへ報告させていただきたいと思えます。

○議長（佐原悦司君） 分かりました。

緑地帯の関係については、また後ほど報告がございしますので、お願いします。

何かご意見、御質問等はよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） なければ、採決に入ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

それでは、続きまして、145番案件につきまして、事務局より説明をお願いします。

○事務局（森 和哉君） 申請地は穂高地域で、第1種農地です。登記地目は田、面積が9.34㎡です。申請内容は住宅敷地（庭）で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の34ページ、35ページでご確認ください。

委員番号11番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いいたします。

○11番（平林明美君） 委員番号11番、平林です。

申請番号145番についてご説明いたします。

転用事由は、受人は、申請地を住宅敷地として利用していたが、農地であることが判明したため、適法にすべく農地転用追認申請を行いたい。

以上です。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、採決に入ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続きまして、146番案件につきまして、事務局より説明をお願いします。

○事務局（森 和哉君） 12ページをお願いします。

本案件は、先ほどの10ページ、議案第3号、申請番号9番の関連案件です。

申請地は穂高地域で、第1種農地です。登記地目は田、面積が408㎡です。申請内容は住宅で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の36ページ、37ページでご確認ください。

委員番号15番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、続きまして、転用事由の説明をお願いします。

○事務局（沖 和義君） 申請番号146番についてご説明します。議員番号15番、中村委員に代わり説明させていただきます。

受人は、現在、賃貸住宅に居住しているが、手狭になったため申請地に住宅を建築したい。

以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、採決に入ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続きまして、147番案件につきまして、事務局より説明をお願いします。

○事務局（森 和哉君） 申請地は三郷地域で、農振農用地です。登記地目は田、面積が2,545㎡です。申請内容は資材置場（許可日から令和8年2月28日）で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の38ページ、39ページでご確認ください。

委員番号6番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いいたします。

○6番（高山万寿君） 6番、高山です。

申請番号147番についてご説明します。

転用事由ですが、借人は[REDACTED]からの橋梁取替工事に伴い、資材置場等の仮設作業ヤードとして申請地を一時的に使用したいというものです。

審議をよろしくをお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、採決に入ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

それでは、続きまして、148番案件につきまして、事務局より説明をお願いします。

○事務局（森 和哉君） 申請地は三郷地域の2筆で、第2種農地です。登記地目は田、面積が計1,217㎡です。申請内容は建売住宅5棟で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の40ページ、41ページでご確認ください。

委員番号6番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いいたします。

○6番（高山万寿君） 6番、高山です。

申請番号148番についてご説明します。

転用事由ですが、受人は、申請地の利便性がよく、販売が見込めるため取得し、建売住宅として販売したい。

以上です。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。よろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、採決に入ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

それでは、続きまして、149番案件につきまして、事務局より説明をお願いします。

○事務局（森 和哉君） 13ページをお願いします。

申請地は堀金地域で、第1種農地です。登記地目は田、面積が383.43㎡です。申請内容は住宅で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の42ページ、43ページでご確認ください。

委員番号17番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いいたします。

○17番（一志 寛君） 17番、一志です。

申請番号149番につきまして転用事由の説明をいたします。

借人は、現在、借家に居住しているが、手狭になったため、利便性のよい申請地に住宅を建築したいということであります。

審議をお願いいたします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いします。

航空写真ではハウスか何かが建っているように見えますが。

○17番（一志 寛君） 現在このハウスは、現地確認したときにはなかったと思います。

○議長（佐原悦司君） 分かりました。

皆さんのほうでご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。よろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、採決に入ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

議案第5号 農地の非農地決定申請審議

○議長（佐原悦司君） それでは、議案第5号 農地の非農地決定申請審議を上程いたします。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 14ページをお願いします。

申請番号9番です。

申請地は豊科地域及び明科地域の2筆で、登記地目は畑、面積は計293㎡、現況は山林原野化し、復元困難となっております。

位置等につきましては、別冊資料の44ページ、45ページでご確認ください。

続いて、申請番号10番です。

申請地は明科地域の3筆で、登記地目は畑、面積は計682㎡、現況は山林原野化し、復元困難となっております。

位置等につきましては、別冊資料の46ページ、47ページでご確認ください。

なお、豊科・明科地域委員会それぞれで非農地と認められているものと確認しております。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

豊科地域、明科地域で何か補足説明はございますか。よろしいですか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） 皆さんのほうで何かご意見、ご質問等ございましたらお願いします。

よろしいですか。

請地委員、どうぞ。

○22番（請地康仁君） 22番、請地です。

46ページの地図なのですけれども、ちょっとこの赤い印が、位置が違うのですけれども、全くの河川敷の内部です。どちらかというと、明科側から行くよりも、穂高側からじゃないと行けないようなところで、河川内民地みたいな形になって、実際には昔、畑として利用していたのですが、今ではちょっと無理だということで、山林原野化しているという、そういう場所です。

○議長（佐原悦司君） ただいま請地委員より説明がございました。

ほかに皆さんのほうからご意見、ご質問等ございましたらお願いをいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、採決に入ります。

原案どおり非農地決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により、原案どおり決定といたします。

議案第6号 租税特別措置法適格者証明申請審議

○議長（佐原悦司君） 続きまして、議案第6号 租税特別措置法適格者証明申請審議につきまして上程をいたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 15ページをお願いします。

租税特別措置法適格者証明申請審議については、租税特別措置法第70条の4第1項の規定に基づく贈与税納税猶予、同法第70条の6第1項の規定に基づく相続税納税猶予の適用を受けるための適格者であるかを農業委員会が確認し、証明書を交付することとなっております。

申請番号15番は、相続税納税猶予に係るもので、豊科地域の3筆で、登記地目は田、面積は計4,922㎡です。

続いて、申請番号16番は、相続税納税猶予に係るもので、豊科地域の4筆で、登記地目は田、面積は計8,357㎡です。

当該農地については、引き続き適正に耕作されていることが確認されております。

位置等につきましては、別冊資料の48ページ、49ページでご確認ください。

以上、2件ですが、審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

豊科地域委員会のほうで、何か補足説明、よろしいですか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） 皆さんのほうで何かご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

事務局。

○事務局（森 和哉君） 申請番号15番については、自作地になります。

申請番号16番については、特定貸付けとあって、一部農地を貸している部分について、別々の証明となりますので、分けているところでございます。

以上です。

○議長（佐原悦司君） 15番が自作地で、16番が人に貸しているということだね。はい、分かりました。そのようでございます。

皆さんのほうで、ご意見、ご質問等ございますか。お願いします。よろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、採決に入ります。

本案件につきまして、原案どおり証明書の交付を承認とする方、賛成委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により、証明書の交付を承認といたします。

議案第7号 農用地利用集積等促進計画審議（所有権移転）

○議長（佐原悦司君） それでは、続きまして、議案第7号 農用地利用集積等促進計画審議（所有権移転）につきまして上程いたします。

事務局より説明をお願いします。

○事務局（森 和哉君） 16ページをお願いします。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき、長野県農業開発公社に対して所有権の移転に関する農用地利用集積等促進計画を定めることを要請するものです。

申請番号35番です。対象農地は穂高地域で、登記地目は田、面積は1,635㎡です。公社の買入の移転時期は令和8年3月23日、公社売渡の移転時期は令和8年6月15日、利用目的は水稻です。

続いて、申請番号36番です。対象農地は穂高地域の2筆で、登記地目は田、面積は計785㎡です。公社買入の移転時期は令和8年3月23日、公社売渡の移転時期は令和8年6月15日、利用目的はそばです。

続いて、申請番号37番です。対象農地は三郷地域で、登記地目は畑、面積は1,943㎡です。公社買入の移転時期は令和8年3月23日、公社売渡の移転時期は令和8年6月15日、利用目的はリンゴです。

位置等につきましては、別冊資料の50ページから52ページでご確認ください。

以上3件ですが、審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

穂高地域委員会、三郷地域委員会、補足説明がございましたらお願いします。

（「ありません」「ないです」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、ただいまの説明につきまして、審議に入ります。

皆さんのほうでご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、採決に入ります。

本案件につきまして、原案どおり要請することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により、原案どおり長野県農業開発公社に農用地利用集積等促進計画を定めるように要請をいたします。

議案第8号 農用地利用集積等促進計画審議一括方式（地域計画区域内）

○議長（佐原悦司君） 次に、議案第8号 農用地利用集積等促進計画一括方式（地域計画区域内）を上程いたします。

農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限の規定により、3番、山田委員、8番、藤岡委員、9番、齋藤委員、14番、降旗委員につきましては、参考人として出席いただきますが、決定に加わることはできませんので、あらかじめご承知願いたいと思います。

それでは、事務局より説明をお願いします。

○事務局（森 和哉君） 17ページをお願いします。

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画一括方式（地域計画内）の権利設定について、安曇野市長から意見を求められていますので、ご説明いたします。

設定件数は総計230件、40万1,460.87㎡、期間は5年10か月及び10年10か月です。設定筆数は総計230筆、田が189筆、畑が41筆です。耕作者は70人、所有者は109人となっております。

18ページから25ページは計画書です。

審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

自分のところの担当を、よく確認をお願いいたします。

皆さんのほうで、何かご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

はい、どうぞ。

○事務局（森 和哉君） 先ほどの農用地利用集積等促進計画審議一括方式（地域計画区域内）の権利設定につきまして、安曇野市長から意見を求められていると申しましたが、失礼しました、安曇野市長職務代理と訂正させていただきます。お願いいたします。

○議長（佐原悦司君） はい、分かりました。

現在は安曇野市長職務代理ということですので、確認をお願いします。

皆さんのほうで、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。よろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、採決に入ります。

本案件につきまして、原案どおり異議なしということで、賛成委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により、原案どおり農地利用集積等促進審議一括方式（地域計画区域内）につきまして、異議なしということで意見を提出させていただきます。

○議長（佐原悦司君） 以上をもちまして全体の議事が終了いたしました。皆さんのほうで何かご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。よろしいですかね。

（「はい」と呼ぶ者あり）

午後 4時40分 閉会